

公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会（以下「この法人」という）定款第8条の定めに基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 この法人の会費（年額）は、以下のとおりとする。

- (1) 正会員 8万円
- (2) 賛助会員 個人 1万円
 団体 10万円

2 賛助会員会費は一口以上とする。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年10月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費は次の方法により支払う。

- (1) 指定された口座への振込

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日 of 如何に問わない。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の返金)

第6条 既納の会費は、理由の如何にかかわらず一切返還しない。

(規程の改定等)

第7条 この規程の改定又は廃止は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年11月17日より施行する。